

2、 10月2日 大分県竹田市

全国権利擁護支援ネットワーク 権利擁護支援從事者研修

意思決定支援と
成年後見制度利用促進の国への動向

2019年10月2日(水)
於：竹田市総合文化ホールグランツたけだ
多目的ホール キナーレ
全国権利擁護支援ネットワーク代表
国学院大学教授・弁護士
佐藤 彰一

Supported by
 日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

今日のお話

- 1 権利擁護支援のことば
アドボカシーの要素
正義とケア(幸福のマーク)
- 2 意思決定支援をめぐる日本の議論
能力存在推定
意思決定支援と代行決定
- 3 基本計画の行方
松江の事件を考える

2

権利擁護(言葉の整理)25p

「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

中国語・韓国語では、権益擁護

法令上は？(権利と利益の擁護、権利擁護など、19法令)

いろいろな使われ方があります。

対象：子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人
生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見
を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人
(もつと広い人はものやこと)の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特？

タイプ：
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),
System, Self

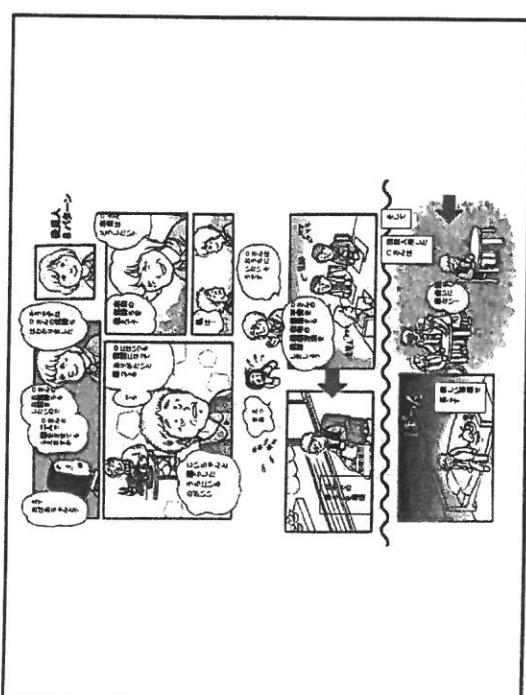
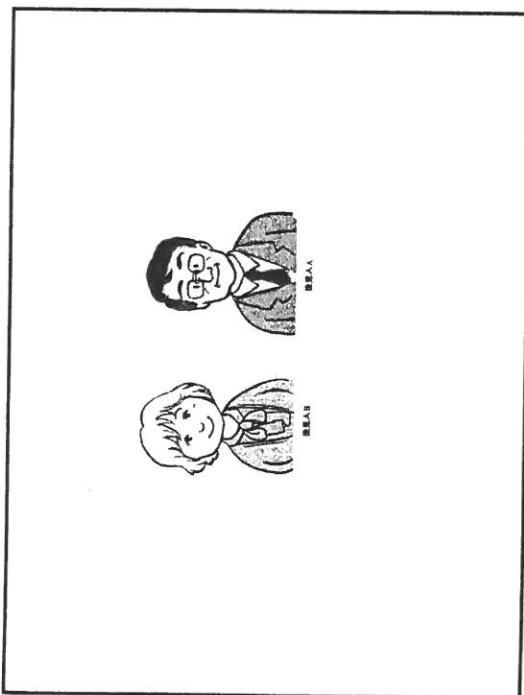
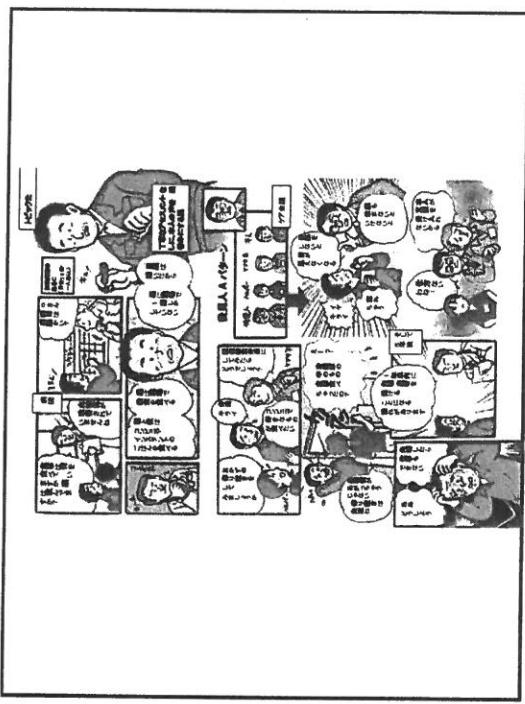
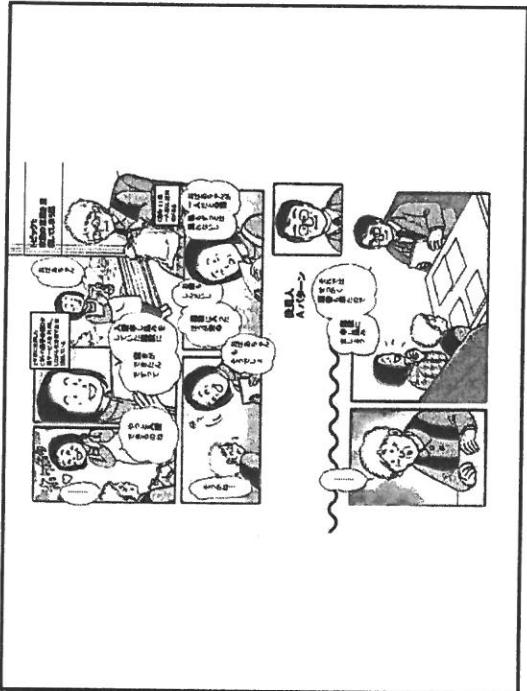
3

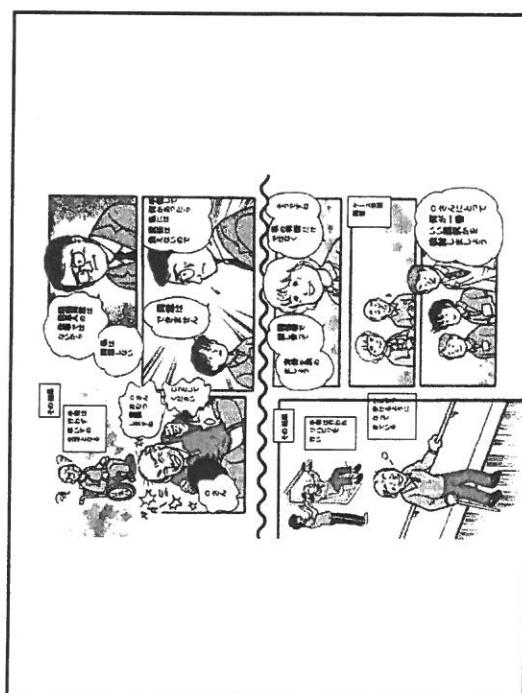
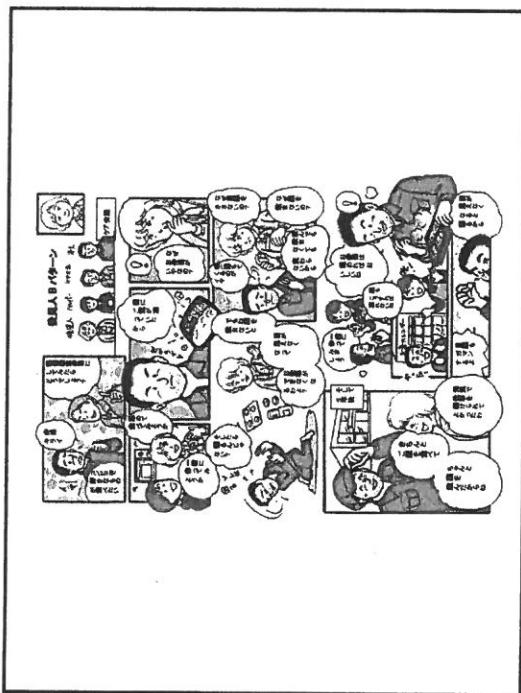
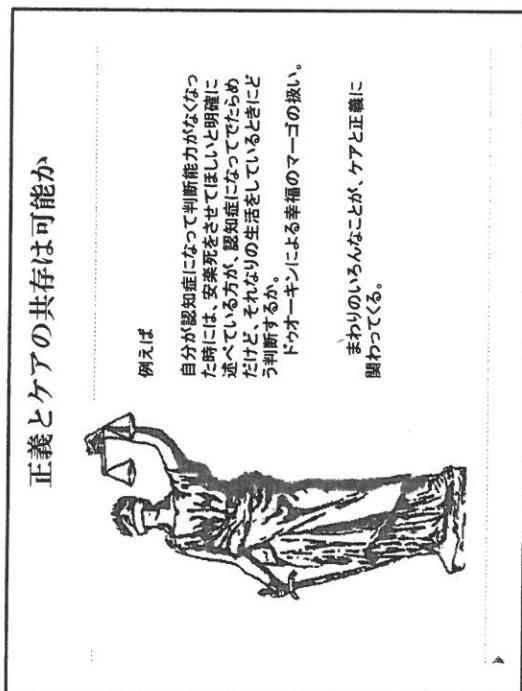
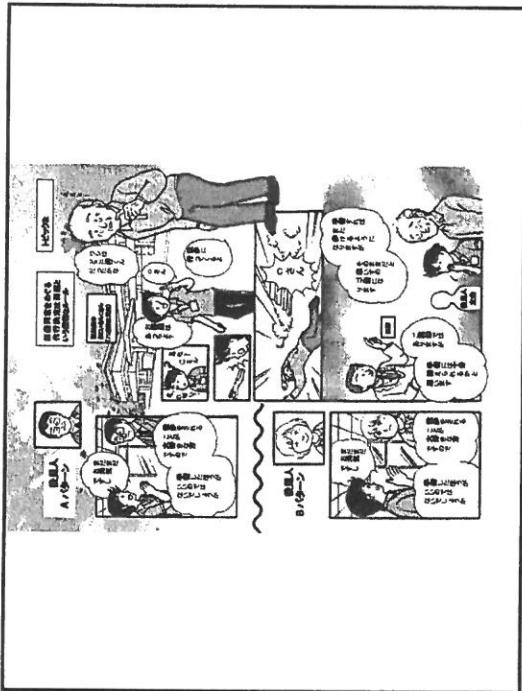
アドボカシー(権利擁護)の要素 28p

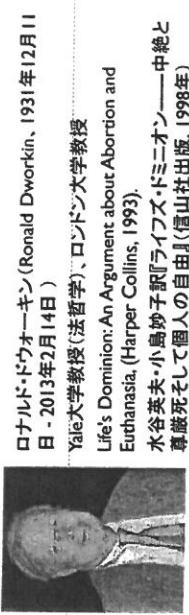
人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加 (連帯性・エンパワーメント・外向き・内向き)
1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者が
からみると違う場合。(ターナリズム的介入?)
主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)
Vs 観察者の最善利益(支援者がご本人の思いと
位置づけるご本人の利益)
VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)
どれが「正しいなどとは、言えない、
しかし、「なにをしているか」は言える

4







ロナルド・ドワーキン (Ronald Dworkin, 1931年12月11日 - 2013年2月14日)

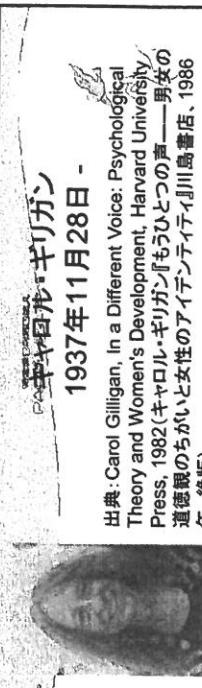
Yale大学教授(法哲学)、ロンドン大学教授

Life's Dominion: An Argument about Abortion and Euthanasia. (Harper Collins, 1993).

水谷英夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン』—中絶と尊厳死として個人の自由』(信山社出版, 1998年)

幸福のマーク
自他性 インテグリティ 現在・過去 エホバの証人
受益性 最善の利益、マーゴの過去の自覚性と衝突したら?
フィネリーの例 後見人が安楽死を選択) 381P
尊厳の権利 生の不可逆性に対する最大の侮辱は、その複雑性に直面したとき
の無関心や怠慢である。

▶ 13



平野光一「ギリガニ」

1937年11月28日 -

出典:Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*. Harvard University Press, 1982(キャロル・ギリガン『もうひとつの声—男女の道徳観のちがい』女性のアイデンティティ川島書店, 1986年 絶版)。

子どもたちの発達調査のためにインタビュー。すると面白い現象が

重い病の妻を助けるには薬が必要・しかしカネがない。夫ハインツから相談を受けたとき

シェイクとエイミーの対応
男性的?な見方と女性的?な見方。

▶ 14

男の子シェイクノ『もうひとつの声』

「重い病にある妻を助けるため、
金のないハインツは薬屋に入るべきか」

ハインツは薬を盗むべきだ。人間の命はお金よりも大事だからね。薬屋はもうけでも暮らしあまりかわらないけど、ハインツは奥さんをあとで取り返すことはできないからね。法律だって間違えることがあるし、裁判官だってハインツの行動を正しいと考えるさ。



シェイク

女の子エイミーノ『もうひとつの声』

「重い病にある妻を助けるため、
金のないハインツは薬屋に入るべきか」

ハインツは盗んじやいけない。でも、奥さんも死なせてはいけないと思うし。盗めばハインツは監獄に入り、そうしたら奥さんの病気はもっと重くなるかもしれない。ハインツは人に事情を話して、薬を買うお金を作る何か別の方法を見つけるべきだと思うわ。



エイミー

ジェイクとエイミー／『もうひとつの声』

■ ジェイク
道徳的ディレクターは、人間にに関する
数学の問題のようなもので、方程式を
組みたてなければならない；結論に
至る。完全であることを理想として、
自分を中心にして世界を捉える。



公正・正義・権利

■ エイミー
人に対する思いやりを理想とし、
世界を人間関係の物語として捉え、
自分自身を世界の中心に位置づける。
自分が何をしたいかより、他人の願う
通りにしてやることが自分の責任だと
考える。



関係・思いやり・責任

法／正義の考え方

- 法／正義の特徴
 - 原理志向…「筋を通すこと」
 - 平等・公平・画一的処理
 - 自律した個人を前提に
- 法／正義の考え方のもとで考慮されにくいもの
 - 感情的・情緒的なもの
 - 人と人の関係性の維持・発展
 - 思いやり、気づかい、他者への配慮に基づく責任意識
 - 一回限りの個別的・具体的な事情、特殊文脈的なもの

意思決定支援論の整理① 31p

- ◆ 「この人は判断能力が不十分があるので、できる限り本人の意見は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことには勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」



能力不存在推定

国際高齢者福祉研究会 2013年5月13日日本福祉大学附属高齢研究センター研究会

正義の倫理	ケアの倫理
世界の中に自己	世界の中の自己
公正・公平・不偏の実現	他者とのつながりの形成・維持
自立	相互依存・支え合う
理性	感情
公平に扱う、分け隔てない	気づかう、思いやる
権利・義務	責任・応答(responsibility)
ルール、原理に基づく判断	具体的な状況の中での判断
普遍的(一般的)	個別的(特殊的)
対象からの距離	没頭、専心
(短所)拘子定規、融通が利かない	(短所)場当たり的、えこひいき

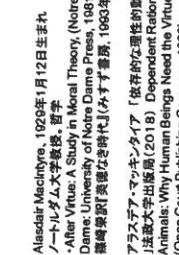
意思決定支援論の整理②

◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経験があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分でできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受けければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(パラダイム転換)

21



Alasdair MacIntyre, 1920年1月12日生まれ
・ノーランドル大学教授、哲学
・After Virtue: A Study in Moral Theory, (Notre Dame: University of Notre Dame Press, 1981)
・福岡県立美術館蔵(みすず書房, 1993年)
アラスデア・マッキントイア 「依存的動物的動物」
法政大学出版局(2018) Dependent Rational Animals: Why Human Beings Need the Virtues
(Open Court Publishing Company, 1996)

人間は生まれるときから人に依存する。依存するによって成長する(開花する)。動物的な思考(即ち思慮)と情緒的推論者(いすれも依存が必要、柔軟的推論者として開花するためには、依存していることの自覚と欲求からの離脱が必要)。
そういう開花をもたらす社会は、コミュニケーション、無理。

パラダイム転換と代行決定

31p—32p

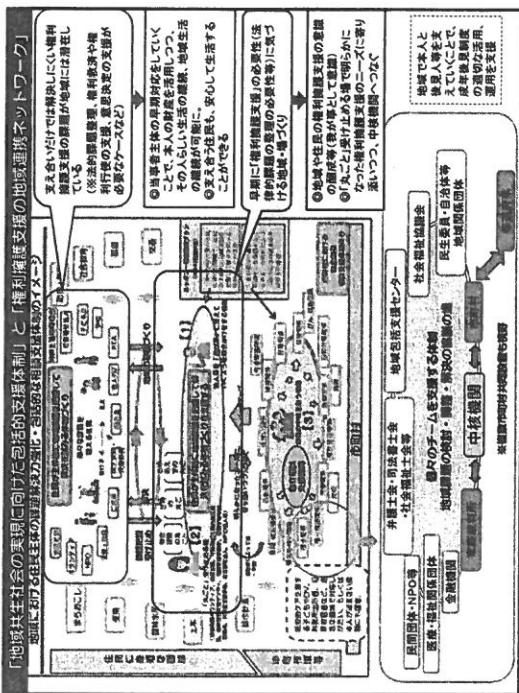
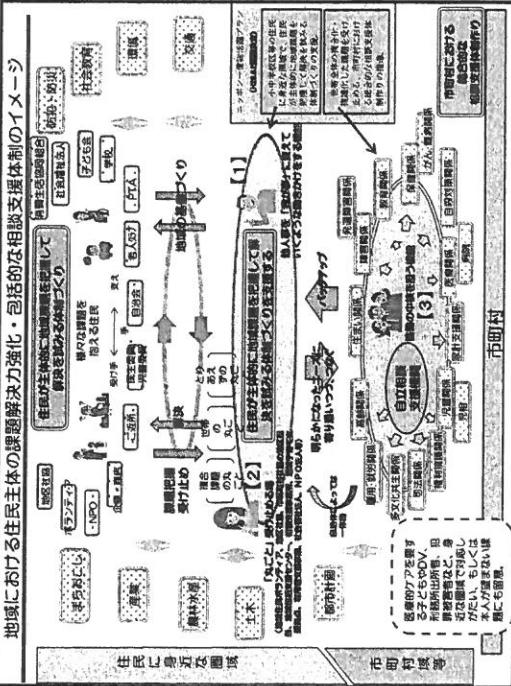
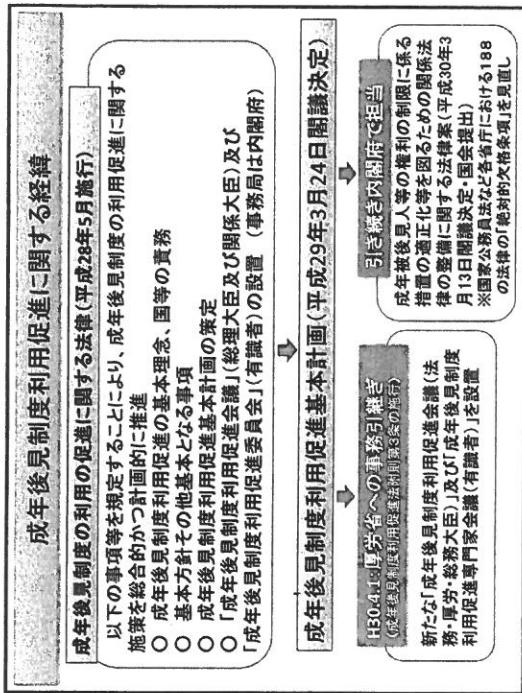
1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にひとつで重要な加えて、まわりにも影響を与える問題についての決
2. ある人にそのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできるることは、「ある」「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまで「ない」と「推測」することが多かった(能力不^レ存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

21

パラダイム転換と代行決定

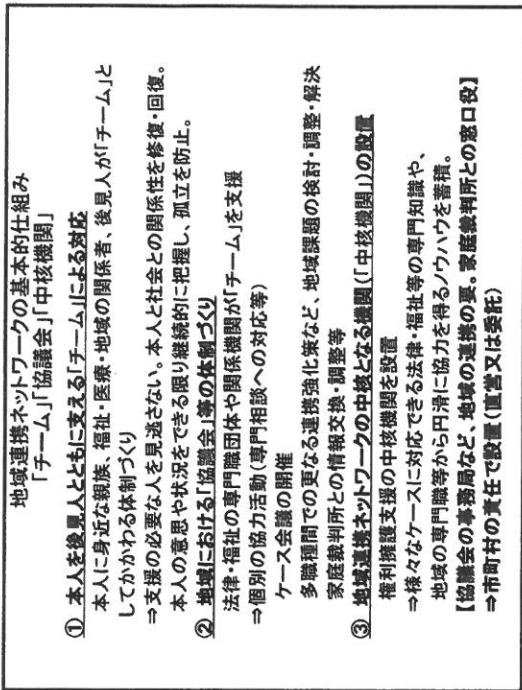
6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側にない。
 - 6-1. 本人の意思を確認できない場合とは、本人に能ががないから行うものである。
 - 6-2. 本人の意思を確認できる場合とは、本人に能がいいから行うものである。
7. つまり、意思決定支援ができない場合は、本人の意思を確認できない場合であり（あるいは、本人の意思を確認できる場合）、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能がかないから行うものではない。支援者側の能力の問題である。

25

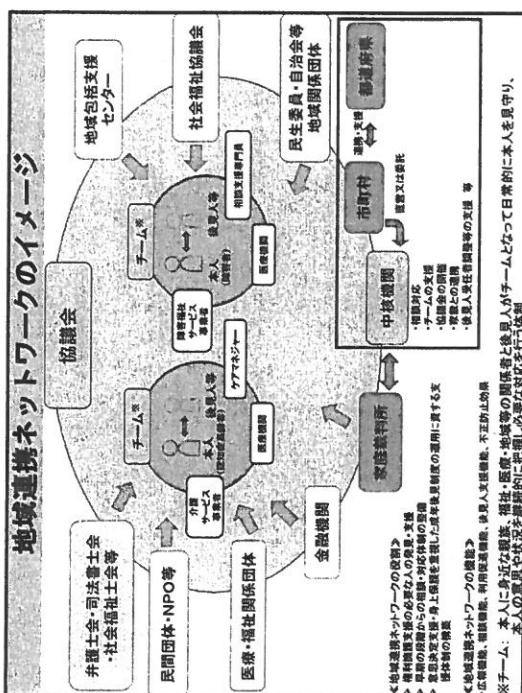


成年後見制度利用促進基本計画について	
<経緯>	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
OH28. 5	「成年後見制度利用促進会議」(会長：総理)により成年後見制度利用促進委員会に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
OH28. 9	「委員会意見取りまとめ
OH29. 1	「パブリックコメントの実施
OH29. 1~3	「促進会議にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定
<計画のポイント>	※計画策定期間：概ね15ヶ月を企図。市町村は市の計画を踏まして市町村計画を策定。
(1)利用者が介助力を実感できる制度・運用の改善	⇒財産管理制度のみならず、審理決定支援・身元保証も充実した適切な後見人の選任・交代 ⇒本人の置かれたい生存状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
(2)機能強化の地域連携ネットワークづくり	⇒①制度の広報・制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備 ⇒本人の専門団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行ふ 「中核機関センター」の整備
(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	⇒後見制度支援窓口に並立・代替する新たな方法の検討 ※相談料の私肩しに後見監督入等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の概要	
基本計画について	
(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成38年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な実施を図るに於ける。	(2) 計画の対象期間は昭和55年4月を起算期、平成20年3月～33年度。
(3) 地域・地方公共団体・関係団体等は、工事を終えた各施設の説明・計画的な推進に取り組む。	※市町村は市の計画を勘案して市町村計画を策定。
基本的な考え方及び目標等	
(1) 今後の施設の基本的な考え方	
(2) フラマリゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)	
(3) 自己決定権の尊重(自己決定支援の直権と自発的意図の尊重)	
(4) 施設管理のみならず、身上保護も重視。	
(5) 今後の施設の目標	
(1) 利用者がメリットで安心感できる制度・運用への改進を進める。	
(2) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう各地域において、整備支援の体制構築ネットワークの構築を図る。	
(3) 個人等による施設選択の不正防護を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。	
(4) 成年後見制度の把握・評価等	
(5) 施設の進歩状況の把握・評価等	
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進歩状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。	



- 「優先して整備すべき機能等」(基本計画p.18)
- まずは、①広報機能や②相談機能の充実を。
→ 成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先。
⇒ 保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において相談ができるよう、特に②相談機能の整備の優先を。
 - ③成年後見制度利用促進機能と④後見人支援機能：
→ まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等を早期に設置。
⇒ 各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備を。
 - 各地域における地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、地域福祉計画に基づく各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用。
 - 成年後見制度を利用している、支援の必要な高齢者・障害者・後見人の相談対応等も重要。



- 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能
(基本計画p.11～p.15)
- ① 広報機能
 - ② 相談機能
 - ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b)担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度から
のスマートな移行
 - ④ 後見人支援機能
 - ⑤ 不正防止効果

「利用促進」とは？①

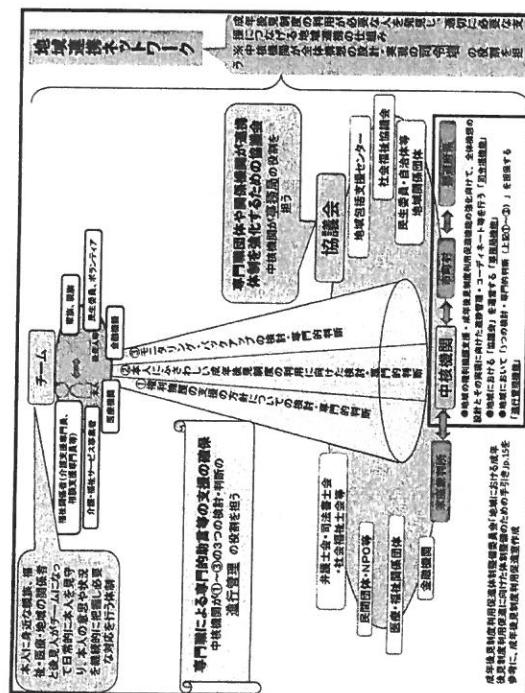
- 推進し、達成されるべきこと：
- 判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症・初め障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うこと、が、高齢社会における要緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するここと、成年後見制度がこれら者の音を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定めることとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

都道府県・専門職団体への期待

- 地域連携ネットワークや中核機関の業務には、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれる。
 - ⇒ 都道府県は、
 - ・地域での地域連携ネットワーク・中核機関整備の支援
 - ・人材養成や専門職団体との連携確保
 - 等、広域的な対応が必要な業務につき、必要な支援を。
- 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）：
 - ・市町村と協力し、協議会等の設立準備に参画
 - ・地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力
- 都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討を。



「利用促進」とは？②

- 重視していただきたい視点：
 - ・「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るに
 - ・成年後見制度を「利用できるため」、地域福祉と自治体がなすべきことは？
 - ・権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの：
 - ・発見→相談（早期対応から専門相談までのつなぎ）
 - ⇒ ニーズの精査
- ⇒ 必要な人に必要な支援（見守り）であり、法定後見であつたり）に行き届くような地域づくり
- ・全国どこの人には、成年後見制度が利用できることを求める（「基本計画」の「施策目標」に明示）

平成30年度社会福祉推進事業(成年後見制度利用促進関係)

実施団体 (公社)日本社会福祉士会	事業内容 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける調査研究事業	概要 成年後見制度の利用促進に資する調査研究事業
計画 計画	中核地域の支援機能の整備 における調査研究と人材の育成のための研修プログラム の開発	国の中核地域促進基本計画に基づき、市町村において定める基本計画の策定における調査研究を行ふ。 中核地域の支援機能に関する調査研究を行い、全自治体において参考となる基礎的資料を提示する。

学校法人日本総合研究所 (一財)日本総合研究所

市町村計画の策定のプロセスや盛り込む内容等をまとめた市町村計画比較調査を作成

成年後見人は意思決定支援者か 144p

- 行う役割は、代行決定 ただし法的効果を出すことができる権限あり
- するに法律上の事柄についての決定権が基本
- その権限を使わないで意思決定支援することもできる
- 民法858条 必要職務か？ この条文の意思是広い

(成年後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年後見人の生活、健養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- 意思決定支援は、いろんな人が関わる+支援の場も様々

52

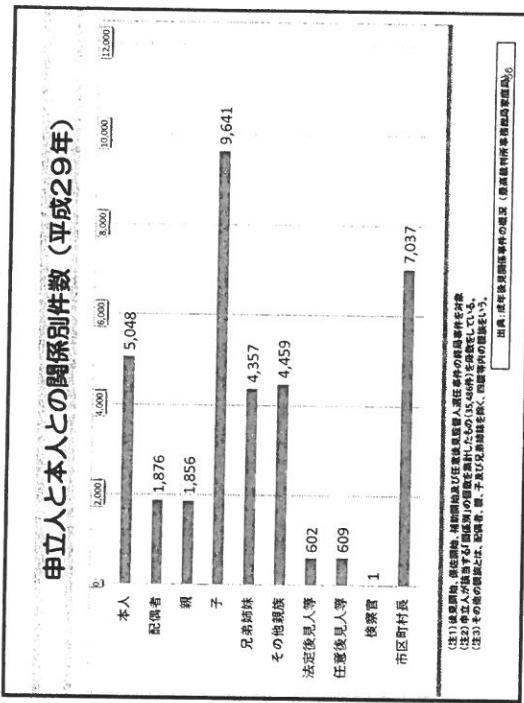
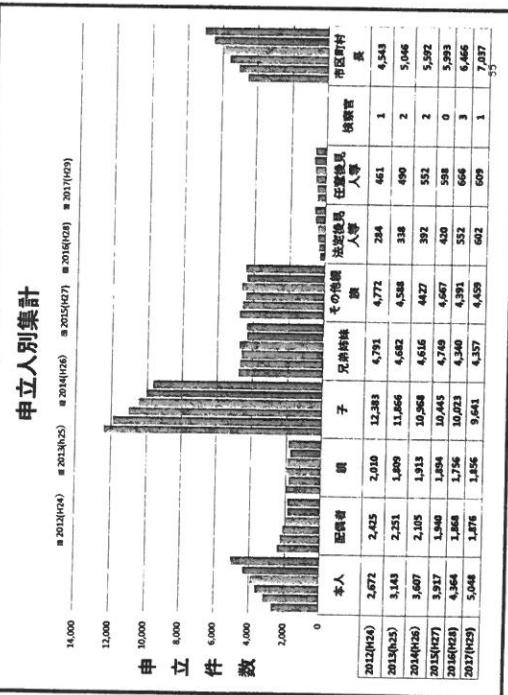
三つの課題 149p

- 日本の法制度は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。 支援者が困惑する。
- 代行決定をすれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて義理。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- 意思決定支援に名を借りた代行決定。

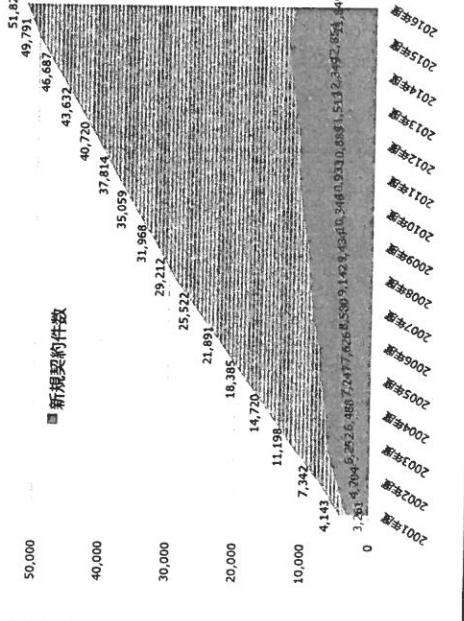
54

黒子 黒衣





日常生活自立支援事業：件数の推移（全社協調べ）



厚生労働省の意思決定支援ガイドライン

- 2015年策定 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- 成年後見ではなくて、福祉サービス事業者を念頭にしたガイドライン。
- 事業所ごとに意思決定支援計画と責任者を置く。
- 基本的な考え方にはMCA2005を踏襲 156p
代行決定と自己決定支援の区別があいまい。

最近のガイドライン

- 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について(2018)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(案)に関する意見募集について
<http://search.e-gov.go.jp/service/Public?CLASSNAME=PCMMSDETAIL&id=495180007&Mode=0>
- 後見人等のための意思決定支援ガイドライン(大阪意思決定支援研究会)
http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php

意思決定支援を受ける「権利」? 159p

- 意思決定支援を要求して訴訟を起こせるか?
官民の法律 160pの例
- 施設は契約(民民) 訴訟を起こせるか?
- 契約内容の一部になっているか?
- 後見人 民法858条(意思尊重義務)
平成29年1月16日松江地裁判決
賃金と社会保障1707号30頁以下
任務懈怠の後見人損害賠償を命じる判決
意思決定支援という言葉こそ使っていないが。

60

- 平成13(2001)年9月5日成年後見開始の審判
同時に被告選任(司法書士)
- 平成26(2014)年2月10日辞任許可 後任は別の司法書士
- (争点1)一度も本人と面談しなかった(状況把握) 載量
- (争点2)家裁への報告が遅れる。義務違反 しかし損害なし
- (争点3)胃ろう造設後の食事契約(月額約4万) 義務違反
229万4874円
- (争点4)生命保険契約の継続 載量
- (争点5)車椅子のレンタル(体に合わない)補装具費支給制度
70万8000円
- (争点6)引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- (争点7)障害者年金の申請を取らなかつた
財産管理として不適切
776万5017円

合計1076万7891円の支払いを命じる

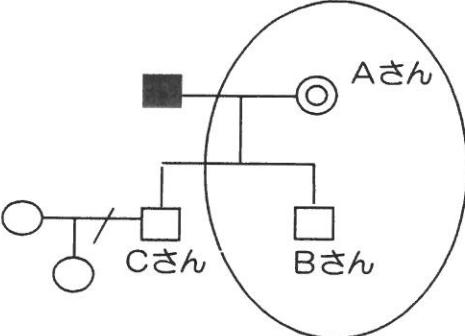
61

- 皆さんは、どう考えますか?
- 一般的見守り義務はあるのか、ないのか
定期的に見守るべきか(例えば一月に1回)
チームで判断? アセスマントシートと報酬?
- 「日本の成年後見制度の現状と課題」
賃金と社会保障2016年7月上旬pp42-61
- 「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016(2017) pp57-71
- 日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護がわかる意思決定支援」
ミネルヴァ書房(2018)
- 「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障1713号(2018年9月上旬号)pp19-34(松江事件の評析)

62

権利擁護支援従事者研修 事例 in 竹田

全国権利擁護支援ネットワーク

家族構成 	経済状況 Aさんの老齢年金（約6万円/月）、 Bさんの障害基礎年金（約6.5万円/月）、 生活保護 生活環境 自宅は県営住宅の3階。 エレベーターなし。
Aさん：74歳、物忘れあり。認知症疑われる。未受診。 Bさん：38歳、療育手帳B所持、就労継続支援B型事業所に通っている。 Cさん：44歳、派遣社員	
<p>Aさんは、次男Bさんと二人暮らし。二人の年金と生活保護費で何とか生活を営んでいた。ところが今年4月より長男Cさんが頻回に実家に戻ってくるようになり、6月からは同居するようになった。</p> <p>Cさんが同居していることを市の生活保護の担当ケースワーカーが知り、Aさん宅に訪問した。Aさんの話では、「Cは借金を抱えて家に戻ってきた。食事代がかかるし生活が苦しい。」とのこと。そこへCさんが帰宅。ケースワーカーが事情を尋ねると、「他市で暮らしていたが、リストラに遭い、500万円の住宅ローンの返済に困り、貸金業者に借金をしたまま返済ができなくなった。そのため妻と別居して戻ってきた。派遣社員で働いているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。</p>	
<p>ケースワーカーは、Cさんが同居するとなつては、生活保護の廃止をしなければならないと告げ帰つていった。その後、1ヶ月たつてもCさんは同居のままであったため、7月、生活保護は廃止された。</p>	
<p>9月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は、「Aさんがお金を取りに来るので迷惑している。」「スーパーでおつりがわからない様子だった。」などと近隣の人から苦情や心配の声が出ているというものだった。地域包括支援センターは、Aさん宅に訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談して下さい。」と話しかけたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」と、それ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。</p>	
<p>また、一方でBさんは最近頭が痛いと言っては事業所を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話さなくなつた。心配した事業所の職員がBさんに尋ねると、「兄が帰ってきて、毎日口うるさく掃除をしろ、テレビをつけるな、タバコを吸うなと命令するので嫌だ、もう家を出たい。」とのことだった。職員は、Aさんに電話を入れ、Bさんの訴えを話すが、Aさんは、「大丈夫です。私からよく言い聞かせますから。」と言うばかりだった。</p>	

事例の見立てと支援の組み立て (シート2)	
見立て	支援の組み立て
Aさん	
Bさん	
Cさん	

2019.10.2 権利擁護支援從事者研
修 in 竹田

全国権利擁護支援ネットワーク
運営委員 尾崎史

Supported by
日本財團
THE NIPPON FOUNDATION

事例解説



支援困難事例とは・・・



* 3つの要素が深く関与して発生する
「支援困難事例」と向き合
う」出典:山本泰士

個人的要因

- 個人（本人）に帰属する要因
- Aさんの認知症疑い
 - 未受診
 - 金銭管理が不安定

社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる
関係性が要因

- Cさんが負債を抱えて帰ってきた。
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

不適切な対応

援助者側による不適切な対応（関わり）
のまざさや不十分な働きかけ）が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれば相談して下さい」と話した。

事例の「見立て」と支援の組み立て

全体像	「見立て」	支援の組み立て
Aさん	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の連携と協働
Bさん	認知症疑い、未受診 生活環境の悪化 金銭管理が不安定 生活困窮	受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活困難に関する相談（Cとの関係調整）、 関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は？	借金問題への対応（弁護士相談） 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

働きかけのポイント（Aさんの場合）

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつつ、
援助関係を築いていく
→ Aさんは、「支援者は味方ではない」という
感情を持っている。
- ② Aさんの不安に向き合う
→ 経済的に苦しいというだけでなく、Cさんと

働きかけのポイント（Aさんの場合）

③ Cさんに対する感情を理解する

→「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という愚痴

と同時に「可哀そしだ、助けてあげたい」とい

う相反する感情を持っている。

→支援者は、Cさんを批判するのではなく、

援助の対象として捉えていることを伝える。

（アマナの気べきをつくす）

働きかけのポイント（Bさんの場合）

① Bさんの自立生活への意向の確認を行う
→母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。

② 本人がイメージできるような提案をする
→一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージできるような工夫を行ふ

働きかけのポイント（Cさんの場合）

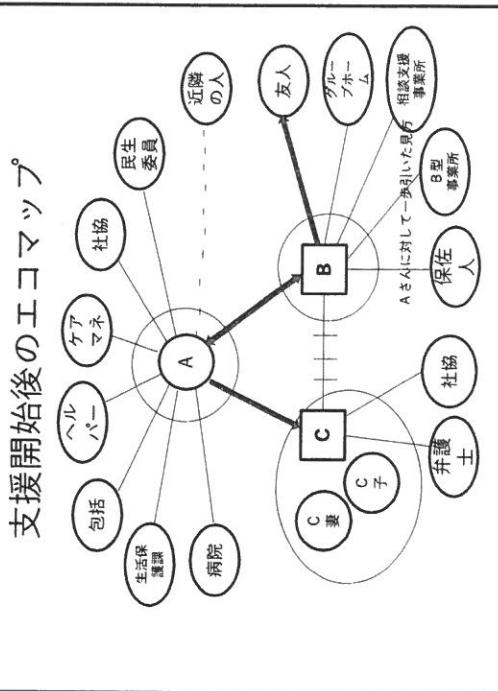
① Cさんを否定せず、意向を聞き取る

→家にお金を入れるか、出していくかを迫るの

ではなく、本人はどういった生活を望んで

いるのかについて聞き取る。

② 債務整理の提案を具体的に行う
→債務整理の手段があることを伝え、今後



3、 10月27日 岩手県盛岡市

成年後見制度における 身上保護の内容と考え方

Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

新潟大学法学部教授
上山 泰

「身上保護」概念の理解のポイント 一本講演の主要な論点一

- ①1999年の立法担当者の理解(专家裁実務の前提)
 - ②禁治産宣告時代から維持されている要素
 - ③禁治産宣告時代から変化した要素
- ②成年後見制度利用促進法に伴う変化
 - ③身上監護に関する決定権限の位置づけ
 - ④障害者権利条約の要請との再調整

1999年の成年後見法改正の目的

☆介護保険制度導入の環境整備
☆身上監護の重視の要請

『措置から契約へ』

- ①判断能力の低下と福祉サービスのニーズは比例
リ ところが…
- ②ニーズの高い者は自力での「契約」が困難
↓
- ③契約締結支援の仕組みなしでは絵に描いた餅
す法定代理人の環境整備の必要性

現行制度の特徴 その1

☆新しい理念の強調

- ①本人の自己決定権の尊重
 - ②身上監護面の支援の重視
- ところが…

現行制度の特徴 その2

☆身上監護の決定権限の不在

- ①医療同意権
- ②居所指定権(施設・病院等への強制移動権限)

→理念・社会的要請と法的権限の齟齬
→第三者後見人の実務上の課題へ

医療同意権の課題

☆法務省(＝家裁実務)の基本スタンス

- ①診療契約締結の法定代理権
- 後見人の職務範囲
- ②医療同意権(手術同意書への署名等)
- 後見人の職務権限外

親族後見人の場合は？

☆法務省(＝家裁実務)の理解

* 親族にも医療同意権はない
しかし…

☆医療現場の慣行

* 親族の同意で医療行為を実施
→親族として同意が可能(頭の使い分け)

1999年改正時の立法担当官による整理

- * 民法858条=普管注意義務の内容の敷衍+明確化
・財産管理の目的(何のための管理か?)の明示
・財産管理行為(財産管理権限の行使)に収斂
- [意義]
 - ①資産保全型管理から資産活用型管理への転換
 - ②一般的見守り活動義務の導出可能性(後掲松江地判)
 - ③後見内容変更義務の導出可能性

財産管理の基本方針

- ①旧制度の視点…財産保全
・専守防衛型財産管理
- ②現行制度の視点…身上監護
・資産活用(消費)型財産管理
* 親族(推定相続人)との対立要素

ケース・スタディ(親族との利益相反)

- ☆在宅生活維持のための自宅のバリアフリー化
- ◎本人の希望
・「住み慣れた我が家で死にたい！」
- ◎親族の希望
・「無駄遣いは許さない！」

立法担当官の見解を前提とした線引き

- *複数後見時の事務分掌のめやす
・財産管理・身上監護の分類は本質的には濃淡の問題
- ①身上監護事務(=日常生活支援)
 - ・日常生活に係る事務(基本的な衣食住の確保・日常生活費の管理)
 - ・本人の精神的な生活の質の維持・向上に係る事務(趣味・社会参加)
 - ・本人の生命、身体、健康の保護に係る事務(適正な医療の確保等)
 - ・一般的な見守り
- ②財産管理事務
 - ・日常生活費以外の資産の管理および運用(遺産分割対応等を含む)

身上監護事務に関するもう1つの整理

- ①身上監護事務＝身上監護に関する代行決定権限
 - ・医療同意権（医療に関する代行決定権限）
 - ・居所指定権
 - ⇨身体的人格権領域に関する代行決定権限
- ②民法858条＝固有の身上監護権限の根拠規定
 - ⇨解釈論上、医療同意権を肯定する諸学説が暗黙に前提？

11

利用者がメリットを実感できる制度

※制度開始時・開始後ににおける身上保護の充実

- ①高齢者・障害者の特性に応じた意思決定支援
- ②後見人の選任における配慮
- ③利用開始後の柔軟な対応（機動的な後見人交代）
- ④後見審判時の診断書等の在り方
 - ⇨本人情報シートの導入（2019年4月運用開始予定）

15

基本計画における施策の目標

—平成29年度～33年度の工程表

- ①制度の周知
- ②市町村計画の策定
- ③利用者がメリットを実感できる制度の運用
- ④地域連携ネットワークづくり
- ⑤不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- ⑥医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
- ⑦成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

14

本人情報シートの役割

☆2019年4月運用開始（+診断書式改訂）

【作成者】

⇨職務上の立場から、本人の生活全般について福祉の面で支援をしている福祉関係者

【活用方法】

- ①医師の診断の補助資料
- ②裁判所の審判の資料
- ③中核機関における支援内容の検討資料（後見開始前）
- ④後見人を含むチームでの方針検討や見直しの資料（後見開始後）

16

医療・介護等に係る意思決定困難者への支援

- ①医療同意権に関する法整備の検討
＊第2期基本計画の課題

- ②指針等の作成による成年後見人の役割明確化
＊「『身元保証』がない人の入院及び医療に係る
意思決定が困難な人への支援に関するガイドラ
イン」(2019年6月3日)

110

身上保護をめぐるその他の最新トピック

- ①見守りの意義
＊松江地判平成29年1月16日
- ②高齢者サポート事業の消費者問題化
＊日本ライフ協会の破たん等
- ③身上監護権の国内的拡大要請と国際的縮減要請
＊両者の齟齬と整合性の検索

15

今後の理論的課題① ～人格権の行使に関する代行決定権限

- ①身体的人格権
＊医療同意、居所指定等の身体の自由に関する領域
＊「本人の意思に反する強制」(立法担当官)の視点
- ②精神的人格権
＊名譽、肖像、プライバシー等の身体的干渉を伴わない領域

- * 現行法体系における①と②の取扱いの混亂
＊これを整理して、本来の身上監護権として再構築すべき

19

今後の理論的課題② ～障害者権利条約の要請との再調整

- * 本来の身上監護権の導入＝条約との緊張関係の激化
- ①代理・代行決定権限の拡充
②精神障がいに対する対応
③意思決定支援の手法の一般化・原則化と見守り
④代理・代行決定権限に対する厳格なセーフガードの導入
⑤意思決定支援とバーナリズムの原理的分析

20

身上保護

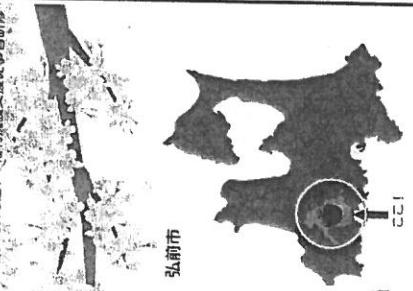
～本人を支えるための制度として機能するために～

【チームアプローチによる意思決定支援】

一般社団法人権利擁護あおい森ねつと
社会福祉士 藤田博美

弘前市の紹介

2019.10.27 権利擁護支援从业者研修



弘前市

お城どさくらりんごの町 弘前

人口17万人程の自治体

藩政時代、津軽十万石の城下町として栄えた弘前市。弘前城天守をはじめ、寺院や武家屋敷、商家が軒を連ねる伝統的建造物群など、弘前は長い歴史を感じさせる街。



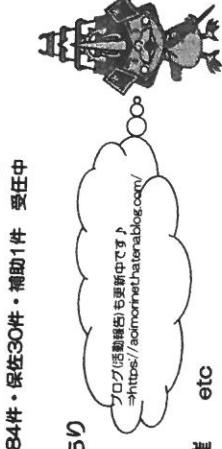
当法人の紹介

青森県弘前市にある独立型社会福祉士事務所。

- 平成23年6月に社会福祉士3名が中心となり、「一般社団法人権利擁護あおい森ねつと」を設立。
- 平成26年5月には、青森県弘前市より「弘前市成年後見支援センター」の受ける。
- 令和元年9月末時点で、13名（理事含む）のスタッフで構成されている。

当法人の紹介

2019.10.27 権利擁護支援从业者研修



★主な事業・活動内容

➤ 成年後見制度に関する事業全般（相談受付、法人後見 等）
※令和元年9月末において、後見84件・保佐30件・補助1件 受任中

➤ 居宅介護支援事業所あおいもり

➤ ブログ（活動報告）も更新中です！
<https://aomorinenchirable.com/>

➤ 相談支援事業所陽だまり

➤ 研修会や勉強会の企画・開催 etc

当法人の紹介

★主な事業・活動内容

⇒弘前市成年後見支援センター
・成年後見制度に関する普及啓発、研修会の開催、相談受付
・市民後見人の養成研修や定期報告会、フォローアップ研修等
・親族後見人への相談対応、助言、申立支援等
・地域ケア会議等への出席
etc

※2020年4月からは、近隣の8市町村との広域化により
「弘前圏域権利擁護支援センター」になることが
決定しました。



当法人の紹介

★平成30年度 相談事績（相談者別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本人	3	6	5	6	1	1	5	1	0	2	3	8	41
家族	4	14	11	10	9	10	11	11	8	15	12	18	133
介護施設	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	4	9
障害者施設	1	0	0	2	0	1	2	0	0	2	4	4	17
医療機関	1	1	3	7	2	0	1	4	2	2	2	3	28
法律扶助センター	1	0	14	1	4	3	0	2	2	6	2	8	43
老人介護相談所	4	1	6	3	4	1	1	0	2	3	0	2	27
相談支援事業所	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4
専門職 他	9	10	5	8	10	9	12	9	14	7	8	7	108
反人・知人、	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
合計	24	32	45	40	33	27	32	27	30	39	31	53	413

6

当法人の紹介

★平成30年度 相談事績（分野別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高齢者	14	24	32	23	19	19	18	15	26	14	34	256	
知的障がい者	3	1	2	4	4	3	6	7	3	4	4	3	44
精神障がい者	4	7	7	12	4	4	3	0	7	6	6	9	69
その他	3	0	4	1	6	1	5	2	5	3	7	7	44
合計	24	32	45	40	33	27	32	27	30	39	31	53	413

7

8

実践事例を通して【相談】

身寄りがいなくて困っている・・・ 本人が言うこときかない・・・

本人が死んだあとどうなるのか・・・ 金がなくて支払い出来ない・・・
本人の財産を自由に使いたい・・・ 借金がある・・・ 金を貸している・・・

子どもはいるが海外にいてあてにならない・・・ 子どもが先に亡くなつた・・・

施設で本人の通帳を預かり使い込みが疑われる・・・ 若い頃からの不倫が今も続いている・・・

暴力を振るった・・・ 火をつけた・・・ 違捕された・・・ etc

9

実践事例を通して【相談】

2019.10.27 権利擁護支援從事者研修

まずは、相談者がどのように悩んでいるのか、一緒に整理する。
例) 身寄りがなくて困っている・・・成年後見人さんいてくれれば。
困っているのは誰?
親族はいるものの、本人とは関わりたくないと言っている・・・成年後見人をつけたい。
親族の関りが必要な場面が生じているの?



★成年後見に限らず、様々な相談場面において、相談者と一緒に課題を整理するところからスタート!
★相談を受けたからといって、必ずしも「成年後見」のみに結びつけない。

実践事例を通して【相談】

2019.10.27 権利擁護支援從事者研修

相談者の「漠然と大きな困りごと」の中から、課題を整理していくことで、本人の生活や周囲との関係が少しづつ明らかになってくる。
本人がしていること・できること・周囲がしていること・できること・さらにこと・やらないこと・やれないこと等々
更に、本人との面接や関係機関との協議を重ねることで、意欲やニーズ
に留まらず、わがまま、持論、武勇伝・・・色々な声が集まる。



★意思といえど様々。歎く発言を繰り返されることも・・・
★「意思決定支援を行うには成年後見」「成年後見だから意思決定の遂行ではなく、身近にも本人の意思を代弁できる機能があることに気づいて!

実践事例を通して【法人後見】

2019.10.27 権利擁護支援從事者研修

受任後、時が経過していく中で、馴れ合いが生じたり、ヒヤリハットを見過ごしてしまうことが多い。
本来実践すべき権利擁護の視点からずれが生じ、結果、被後見人等と面会するという「業務」が身上保護（監護）という理解になっていないか?
担当者1人だけの主觀で物事が決められないか?



★日々の経過を言葉にして伝え、共有を図ろう!
⇒「身上保護（監護）」に関する話し合いの場を設定。
★共有の上で課題の整理（評価）することの重要性!
★後見人発信のケース会議や地域ケア個別会議としての発起 等。

実践事例を通して【法人後見】

2019.10.27 権利擁護支援從事者研修

身上保護（監護）の意図だけが先行していないか?
財産管理との照合。両輪として動いているのか?



★日々の金銭の収受1つとっても、言葉にし（紙に記入）複数の目に触れるような形で、払戻等の業務を実施。
★被後見人等の生活が、組織の中にあっても「見える」環境を!
★共有の上で課題の整理（評価）することの重要性!
★後見人発信のケース会議や地域ケア個別会議としての発起 等。

12

実践事例を通して【市民後見】

2019.10.27 権利擁護支援従事者研修

- これまで弘前市では、20名の市民後見人が誕生し、現在11名が成年後見人として活動している。
- 毎月、定例報告会を開催（突発的なことに關しては適宜対応）。定例報告会では、市民後見人からの様々な意見が飛び交い、お互いに良い刺激の場となっている。

↓

【とある報告会で・・・】

市民後見人A：要介護で暮らす高齢者。有料老人ホーム入居中。意思表示は難しい。先日、肺炎を起こし入院。その際、医師から延命措置に関する説明を受けたがうまく返答出来なかつた。退院時、入院時の医師からつけ医へ戻り、かかりつけ医からも同様に、延命措置に関する話をされた。どうしよう・・・。

実践事例を通して【市民後見】

2019.10.27 権利擁護支援従事者研修

- 市民後見人A どうしよう（IT）
- 市民後見人A 他の医師なんて一人で決められない（IT）
- 市民後見人A 決めてもらわないと●○△×◆って言われたのよ～
- 市民後見人A どうだろう（IT）
- 市民後見人A じゃあまずはお医者さんの所へ、着に付いてきて！
- ★後日、市民後見人Aとセンター職員Bとで、かかりつけ医の下へ・・・

↓

市民後見人B 困った困った

市民後見人C お医者さんのは何で言つてますか？

市民後見人D 向どまあ～（×、×）

市民後見人B やれるにこぎやつてもいるしかねないよ

市民後見人C 脱離しようとがんばる

市民後見人D もちろん！

まじか！ 開拓行ってくれる？

実践事例を通して【市民後見】

2019.10.27 権利擁護支援従事者研修

- かかりつけ医からは、はっきりと決めてもらいたい。そうでなければ、医療としての立ち位置が定まらないという内容の説明がある。
- かかりつけ医との面談結果を、関係者間で共有する。
- 関係者間からの働きかけを得て、本人の居室にてかかりつけ医の同席の下、延命措置に関する話し合いの場を持つことが出来た。
- 結果、その場で本人の言葉で「〇〇はしてほしくない」「△△はお願いしたい」という意思表示を全員で確認出来た。

↓

★市民後見人間での協議が、市民後見人Aの意思を強くさせた！

★その思いが、関係者間の意識統一に繋がったのではないか？

★チームでの働きかけが、本人の意思表示を促したのではないか？

実践事例を通して【市民後見】

2019.10.27 権利擁護支援従事者研修

- まとめ ~チームアプローチによる意思決定支援~
- 気付きを得たらまず発信！⇒発信する相手は？
- 因りごとの中から課題を整理→共有→評価。
- 「見える」組織であること！
- チームアプローチによる「見える化」に取り組もう！

ご清聴ありがとうございました。

